

## 大牟田市低入札価格調査制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事の請負契約(以下「契約」という。)に係る競争入札における低入札価格調査制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査基準価格 当該価格未満の価格によっては、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準となる価格をいう。
- (2) 低入札価格調査限度価格 当該価格未満の価格で入札した者は、低入札価格調査を行わず、無効とする場合の価格をいう。
- (3) 低価格入札者 低入札価格調査基準価格未満低入札価格調査限度価格以上の価格で入札した者をいう。
- (4) 最低価格入札者 低価格入札者のうち、最低の価格で入札した者をいう。
- (5) 入札書比較価格 予定価格に110分の100を乗じて得た価格をいう。

(制度を適用する旨の明示)

第3条 市長は、契約に係る総合評価方式条件付き一般競争入札の公告において、低入札価格調査制度を適用する旨を明示するとともに、当該低入札価格調査限度価格については、それぞれ入札結果表において事後に公表する。

(低入札価格調査基準価格)

第4条 「大牟田市最低制限価格制度実施要綱」(平成22年6月1日施行。以下、「最低制限価格要綱」という。)第4条第1項に定める最低制限価格をもって低入札価格調査基準価格とする。

(低入札価格調査限度価格)

第5条 低入札価格調査限度価格は、最低制限価格要綱第4条第2項に定める予定価格の算出の基礎となった同条同項第1号から第4号に掲げる額の合計額に100分の95を乗じて得た額(千円未満の端数切捨て)に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、当該合計額が、予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合は100分の92を乗じて得た額とし、予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合は100分の75を乗じて得た額とする。

(入札の執行)

第6条 入札事務を執行する者は、契約に係る競争入札において、低価格入札者がいた場合は、調査のうえ落札者を決定する旨を告げて、入札を終了する。

( 低入札価格調査の実施 )

第 7 条 前条の場合において、最低価格入札者は、市が通知した日から原則として 7 日以内に、次の各号に掲げる事項について、市が指定する様式による資料を市長に提出しなければならない。

- (1) 当該価格で入札した理由
- (2) 手持ち工事の状況
- (3) 手持資材の状況
- (4) 資材購入予定先一覧
- (5) 手持ち機械の状況
- (6) 労務者の確保計画
- (7) 建設副産物の搬出地
- (8) 下請負契約予定者及び下請負予定金額
- (9) 経営状況及び信用状態
- (10) その他必要な事項

2 市長は、前項の資料が提出されたときは、当該入札価格により当該契約の内容に適合した履行がされるかどうかを、審査するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該最低価格入札者への事情聴取及び関係課等への照会を行うことができる。

( 落札者の決定 )

第 8 条 市長は、前条の調査の結果、当該入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、当該最低価格入札者を落札者とする。

2 市長は、前条の調査の結果、当該入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又は公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 10 第 1 項(同施行令第 167 条の 13 において準用する場合を含む。)の規定により、大牟田市請負工事等業者選定委員会の審議を経て、当該最低価格入札者を落札者としな

3 市長は、前項の規定により、最低価格入札者を落札者としな

( 契約保証金 )

( 指導、監督等 )

第 9 条 市長は、低価格入札者を落札者として契約を締結したときは、当該工事等について、施工体制等に関する確認を行うとともに、必要に応じて、指導、監督等を行うものとする。

( 補則 )

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名の通知を行う入札から適用する。
- 2 平成31年4月1日から平成31年9月30日までの期間において契約する総合評価方式条件付き一般競争入札に係る低入札価格調査制度において、第2条中「108分の100」とあるのは「108分の100（建設工事等の工事目的物等の引渡しが平成31年10月1日以後の日であるものについては110分の100）」と、第5条中「100分の108」とあるのは「100分の108（建設工事等の工事目的物等の引渡しが平成31年10月1日以後の日であるものについては100分の110）」とする。

付 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行し、同日以後に一般競争入札の公告を行う入札から適用する。

付 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。